



静岡労働局長
笹 正光 殿

2024年7月19日

静岡県労働組合共闘会

代表幹事 鈴木 英

静岡県中部地区労働組合連合会

共同代表 鈴木 正

静岡県ユニオンネットワーク

代表 小澤 満

◆連絡先 静岡市葵区黒金町

TEL 054-292-4121 FAX 054-292-4122

要 請 書

貴局が日頃、労働行政の発展と労働者の生活向上のため鋭意ご努力されていることに対して、心より敬意を表します。

静岡地方最低賃金審議会は8月上旬、静岡労働局長に対し、本年度静岡県最低賃金改正の答申を予定しています。昨年、静岡地方最低賃金審議会は、静岡県の最低賃金を時給944円から40円引き上げて時給984円とする答申を行い、静岡労働局長は昨年10月1日から、静岡県の最低賃金を静岡地方最低賃金審議会の答申どおりに改定しました。

しかし、時給984円という水準は1日8時間、1ヶ月22日働いたとしても月収17万3184円、年収207万8208円で、ワーキングプアと呼ばれる年収200万円をわずかに超える程度にしかありません。近年の極端な円安やロシアによるウクライナ侵攻の影響等により、消費者物価の大幅な上昇が続いていることから、労働者が安定した生活を営むにはほど遠い水準というほかありません。

昨年度は、最低賃金の地域間格差を解消することを目的として、全国都道府県を4段階に分けていたランクを3段階にしました。しかし、地域別最低賃金が最も高い東京都が時給1113円、最も低い岩手県が893円となり、地域間格差は解消されることなく拡大しました。

昨年は東北、四国、九州を中心に24の地方最低賃金審議会において、目安額を上回った答申が相次ぎました。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて、若者が地元を離れてしまう傾向が強くなり、労働力不足が深刻化しています。地域経済を維持し、さらに活性化するためには、最低賃金の格差を解消することが急務であることを、地方ほど危機感をもっていることの表われです。静岡県においても、熱海市と湯河原町の県境を流れる千歳川を境に128円の格差が生じており、人材の流出・労働力不足の深刻化が懸念されています。物価の高騰には地域間格差は無く、生計費から検討しても最低賃金に地域間格差をつける理由が見当たりません。全国一律の最低賃金にするべきです。

一昨年から続く物価高騰に歯止めがかからず、春闘の恩恵に与ることができなかった非正規労働者の生活は益々困窮を極め、厚生労働省のホームページにある、「労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができる生計費」とはかけ離れた実態が見えてきます。

非正規労働者の生活実態を知るうえで、非正規労働者からの相談を数多く受付、誰よりも非正規労働者の実態を把握している、地域のユニオンとの面談を求めて、次の項目について要請します。



- 1, 時給 1,500 円以上の引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を要請します。
- 2, 静岡地方最賃審議会を専門部会も含め、全面的に公開することを要請します。